



もくじ

1. IPP活動報告 6-12月
2. IPP設立10周年ご挨拶
3. 「模倣防止協会」新サービスご案内
4. 今月のテーマ「模倣防止協会のサービス」
5. 企業法務知財協会HPリニューアル
6. 外国知財出願助成事業の活用を!
7. IPPよもやま話「良いお年をお迎えください」

IPP活動報告 6-12月

本年は事務所設立10年に絡み、新プロジェクトの立ち上げや毎月のCLIPセミナーの開催、2度の国際会議への参加等、時の流れが早く、年内残すところ15日程となりました。

今年は、昨年以上に各国代理人との良好な関係の構築を意図に精力的に活動しました。

【国際商標会議INTA2016&アジア弁理士総会】

2016年5月21日～25日に米国フロリダ州のオーランドで国際商標協会(INTA)の国際商標会議に参加してきました。



また、10月8日～11日は、バリ島で開催された、アジア弁理士総会へ参加してきました。各国、知財に関連する法律の改正や新たな施工が行われており、常にアンテナをはり、的確なアドバイスをしてくれる優秀な現地代理人との協力関係は、お客様へ喜んでいただけるサービスにつながるものと確信しています。



米国代理人事務所等、少数精鋭部隊を有する事務所と打ち合わせを行い、お客様にメリットがある関係を構築しています。

【カナダ代理人NELIGAN】

2016年11月にカナダの代理人が弊所を訪問しました。長年提携しており、特許、商標、意匠等幅広く対応してくれています。

カナダは、PCT加盟国ですが、マドプロ国際商標とハーグ国際意匠には未だ非加盟です。彼の最新情報では、早くて2018年に加盟予定とのことです。

これにより、カナダ商標法はニース国際分類が適用されるようになります。また、商標は登録されると現状の権利期間は15年ですが、他国同様に10年になるとのことです。法改正前に商標出願して登録に至れば、まだ15年の権利を有することになります。

カナダの商標出願を検討中であれば、法改正前の方がお得です。

IPP設立10周年ご挨拶



弊所はお蔭様で、本年10周年を迎えることができました。皆さまの支えがあってこそ、弊所の今日があることを強く実感しています。

私は、約25年、知財の業界で仕事をしておりますが、お客様、我々特許事務所がとりまく環境は大きく変化しました。単に、知財の権利化を行う従来のやり方ではなく、知財業務を通じて、お客様の事業に貢献することが、我々の使命だと考えています。

そのため、特許事務所としての基本業務である特許、商標等の国内、外国での権利化業務は当然のこと、弊所では、(1)企業法務知財協会、(2)模倣防止協会、(3)シンガポールハブ化構想等のサービスを通じて、皆さまのご要望にお応えしたいと考えております。

今後とも、ご指導、ご愛顧賜りますよう、よろしくお願いいたします。

所長 松下 昌弘



「模倣防止協会」

「模倣防止協会」を発足しました。

www.mohouboushi.org

知財業界の仕事につき早20年、日本の中小企業が本当に求めているサービスは何なのか？ 特許権？商標？権利化するだけでは、お客様が期待する効果として不十分であることが多いのではないかと思います。お客様や企業法務知財協会の活動を通じてヒアリングを行ってきました。特許や商標登録だけでは、事業を守れない場合、どのような手があるのか？ 事業に貢献できる知財業務として不足しているものは「模倣防止」対策であると考えています。

「模倣防止協会」の趣旨は、「模倣されてから事後的に対処するのではなく、模倣される前に事前に適切な対応をすること」です。これは、病気の治療より、その予防の方が低価格で大きな効果が得られることと似ています。

新サービスとして、多方面の専門家と協力して、お客様の大切な財産を守るために、貴社のサービスや商品の模倣を削減できるよう対策を提案していきます。

【1. 模倣対策レベル診断】

貴社の模倣対策のレベルを診断します。

【模倣対策アドバイザーによるコンサルティング】

レベル診断の結果を基に、貴社が強みとしているオリジナルの企画やアイデア、ビジネスモデル、ノウハウ、デザイン、キャラクター等が模倣されないようにする対策やアピール方法等、経験豊かなアドバイザーが提案します。

【2. 模倣牽制サイトへのリンク表示等】

貴社の商品・サービスが掲載されたHPに、模倣牽制サイト(右下)へのリンクを貼ることができます。これにより、模倣に対しての貴社の強い姿勢を見せることで、後発が似たような商品・サービスを提供しようとすることを自主的に控えることが期待できます。

www.no-copy.net

【3. 模倣ストップ！ロゴの使用】

「模倣はダメ！」というメッセージを含めたロゴであり、このロゴを使用することで、模倣ストップ活動への参加の意思表示ともなり、模倣しようとする他社を牽制すると共に、貴社への信用が高まることを期待できます。



NO COPY
模倣防止協会

弊社は、模倣防止協会の会員であり、自社の商品・サービスに対する模倣対策をしています。



企業法務知財協会CLIP

【ホームページリニューアル】

弊所及び(株)プロファウンドで運営している「企業法務知財協会(CLIP)」のホームページがリニューアルオープンしました。

CLIPを設立して6年目、日頃の知財業務やCLIPの活動、そして参加企業様とのヒアリングにより、企業法務知財活動において、現場で必要とされているサービスがより具体的になり、そちらを見える化しました。セミナーによる情報提供の他、貴社の知財力アップに貢献したいと考えております。是非新サイトにアクセスをお願いします。

知財の助成事業

【外国知財出願助成～最大150万円】

来年も各当道府県にて、中小企業向け外国特許/意匠/商標の出願費用の助成事業が実施されます。特許については申請後助成対象となると、対象外国出願費用の1/2(最大150万円)、意匠/商標は最大60万円が助成されます。来年度の東京都の特許第1回目の公募期間はGW前位から5月中旬になるかと思えます。弊所では東京都の他、神奈川県、山梨県、富山県等の申請のサポートも行っております。

外国出願をお考えの方は、是非お気軽にご相談ください。



NO COPY
BUSINESS MODEL



NO COPY
TECHNOLOGY



NO COPY
no-copy.net

【4. タイムスタンプの発行】

貴社の商品やサービスが完成した段階で発行する時刻的証明書であり、貴社の商品やサービスが模倣された場合に、不正競争防止法による保護を受け易くします。

【5. 模倣パトロール】

国内外において、貴社の商品やサービスが模倣されていないかを調査します。また、貴社が知らずして他社商品等を模倣してしまうことがないように、他社権利等を事前に調査します。

【6. 模倣被害への対策】

模倣されてしまった場合は、弁護士や弁理士などの専門家集団により、被害を最小限に抑える対策を講じて、貴社をサポートします。

【7. 社内教育向け模倣対策セミナー】

社員様へ模倣対策に関するセミナーを行い、知らずして他社の権利を侵害しないようにする方法をお伝えします。

IPPよもやま話

【良い年をお迎えください】

本来、IPP NEWS LETTERは3ヶ月に1度の発行を予定していましたが、NEWS配信が遅くなりました。お詫び申し上げます。

冒頭でも述べさせて頂きましたが、10周年を無事に迎えることができましたのも、皆様から長きにわたりご用命を頂戴したからこそであり、皆様のご指導、ご鞭撻に心から感謝申し上げる次第です。本当にどうもありがとうございました。

新たなサービス「模倣防止協会」について、年明けより積極的にご紹介して参りたいと考えています。お楽しみに。

事務所スタッフと10周年を六本木のHotel Ritz-Carltonでお祝いました。ちょっと贅沢な空間での美味しいお料理と楽しいおしゃべり、あつという間の晩餐でした。東京タワーの夜景を望む空間「AZURE45」お奨めです。



師走の折、お身体ご自愛の上、
良い年をお迎えください！

世界でたった1つのマイスタンプ、所員からのギフトです。
時々登場します。よろしくお願致します。



発行元 IPP国際特許事務所 所長 弁理士 松下 昌弘

〒141-0051 東京都品川区西五反田3-6-20 いちご西五反田ビル8F

TEL 03-3493-2007 FAX 03-3493-2008 Email info@ippjp.com ホームページ www.ippjp.com

© 2016IPP International Patent Firm